

令和 8年 7月23日

三重県知事 あて

愛知県名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾

地球温暖化対策実施状況報告書の提出について

三重県地球温暖化対策推進条例第9条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 提出資料 地球温暖化対策実施状況報告書等 1部 または 電子媒体 1部
- 2 地球温暖化対策担当部署 四日市バイオマス発電所



事業者名		中部電力株式会社
工場（事業所）名		四日市バイオマス発電所
エネルギー管理指定工場等指定番号		0256841
業種（日本標準産業分類の中分類）		電気業
従業員数		25人
ホームページURL		https://www.chuden.co.jp/
地球温暖化対策担当部署		四日市バイオマス発電所
担当者名		
連絡先	住所	
	電話番号	
	Fax番号	
	電子メールアドレス	

温室効果ガス区分		基準年度 (2023) 年度	現況 (2025) 年度	対基準年度比 (%)
温室効果ガス排出量 A		598ton-CO ₂	1,334ton-CO ₂	223
原単位排出量 A/B		ton-CO ₂ /	ton-CO ₂ /	
	原単位に用いた指標 B (単位)	()	()	
	原単位に用いた指標の設定方法			

※製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額
※製造業事業所のみ記載してください。

別紙「エネルギーの使用の状況」(省エネ法指定-第2表の写し)のとおり

(2) 鉱業・化学製品の生産・使用量 ※該当がある場合

① 生産量

製 品	生産量 (t)	製 品	生産量 (t)
セメント	t	カーボンブラック	t
生石灰	t	スチレン	t
アンモニア	t	メタノール	t
エチレン	t	1,2-ジクロロエタン*	t
硝酸	t	コークス	t
アジピン酸	t		

(*別名：二塩化エタン、二塩化エチレン、エチレンジクロライド)

②使用量

製 品	石灰石使用量 (t)	石灰石純度 (%)
セメント製造	t	%
生石灰製造	t	%

製 品	使用量 (t)
ドロマイト	t

5 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

別紙「(報告用) 地球温暖化対策チェックリスト」のとおり

6 温室効果ガス排出抑制への取組とその効果

各パラメータ(運転状態値)が目標値で運転できるようにコントロールしている。

熱	その他			GJ									
	その他 使用した熱	地熱		GJ									
		温泉熱		GJ									
		太陽熱		GJ									
		雪氷熱		GJ									
		その他	()	GJ									
		()	GJ										
	熱の小計			GJ		0				0		0	
	うち非化石			GJ		0				0		0	
	電気事業者 からの買電	電気事業者	千kWh	1,974	17,051								
うち非化石		千kWh	566	4,887									
上記以外の買 電	オフサイト型PPA（重み付け なし）	千kWh											
	オフサイト型PPA（重み付け あり）	千kWh											
	自己託送（非燃料由来の非 化石電気）	千kWh											
	上記以外の自己託送	千kWh											
	うち非化石	千kWh											
	重み付け非化石	千kWh											
	()	千kWh											
		千kWh											
		千kWh											
	他事業所からの供給	千kWh											
	うち非化石	千kWh											
	重み付け非化石	千kWh											
電 気	自家発電	太陽光	千kWh	0	0			0	0				
		kW	0										
	風力	千kWh	0	0			0	0					
		kW	0										
	地熱	千kWh	0	0			0	0					
		kW	0										
	水力	千kWh	0	0			0	0					
		kW	0										
	()	千kWh											
		kW											
	その他（燃 料）	化石	千kWh	0	※1 0			0	0				
		非化石	千kWh	31,626	※1 273,249			0	0				
	その他（熱）	化石	千kWh	0	※1 0			0	0				
		非化石	千kWh	0	※1 0			0	0				
	電気の小計			千kWh		17,051				0			
	うち非化石			千kWh		4,887				0			
	重み付け非化石			千kWh		0				0			
	合計 GJ						2,259,378		1,831,164		0		0
うち非化石 GJ						2,236,941		1,831,164		0		0	
原油換算 kl					③	58,292		47,244		⑤ 0		⑥ 0	
うち非化石 kl						57,713		47,244		0		0	
前年度原油換算 kl						61,692		50,295					
対前年度比（％）						94.5		93.9					

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生するために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
2 ※1欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電気使用量の内訳

時間帯		単位	2025 年度	
			使用量	
			数値	原油換算kl
月別	4	千kWh	497	116
	5	千kWh	355	82
	6	千kWh	204	48
	7	千kWh	0	0
	8	千kWh	0	0
	9	千kWh	0	0
	10	千kWh	0	0
	11	千kWh	0	0
	12	千kWh	0	0
	1	千kWh	456	111
	2	千kWh	75	18
	3	千kWh	387	92
	合計	千kWh	1,974	468

備考 1 事業場単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、供給が難しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 原油換算klに関しては、エネルギーの使用の合理化に関する月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	0	日
------------------------	---	---

備考 1 デイマンド・リスボンスの対応を行った日数を記載すること。

2 デイマンド・リスボンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

3 1日に数回デイマンド・リスボンスの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1-4 電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのデイマンド・リスボンスに関する契約の状況		無
デイマンド・リスボンス実施時の最大供給容量	下げデイマンド・リスボンス	kW
	上げデイマンド・リスボンス	kW
デイマンド・リスボンス実施量	下げデイマンド・リスボンス	kWh
	上げデイマンド・リスボンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考 1 デイマンド・リスボンス実施時の最大供給容量は、当該工場等におけるデイマンド・リスボンス実施時の最も大きい値を記載すること。

2 デイマンド・リスボンス実施量は、当該工場等における年度の合計量を記載すること。

1-5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空調調和設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考 1 デイマンド・リスボンスの対応を行うにあたり設置する当該工場等で活用した設備を報告すること。

様式5

(報告用)地球温暖化対策チェックリスト

※チェックリスト作成にあたっては、三重県事業者地球温暖化対策指針をご参照ください。

温室効果ガス削減対策メニュー		(2025) 年度 実施・導入状況				該当なし
		実施・導入	運用可能箇所・設備で全て	部分的には実施・導入	実施・導入していない	対策は実施・導入できない
1. 事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置		-	-	-	-	-
①運用による対策		-	-	-	-	-
(1)一般管理の実施		-	-	-	-	-
ア	推進体制の整備	○				
イ	エネルギーの使用に関するデータ管理	○				
ウ	運転管理	○				
エ	保守及び点検	○				
(2)ボイラー・工業炉・空調・照明等設備の運用改善		-	-	-	-	-
ア	燃料の燃焼の合理化(燃焼設備)	○				
イ	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化(熱利用設備)	○				
ウ	排熱の回収利用(排熱回収設備)	○				
エ	熱の動力等への変換の合理化	○				
オ	放射、伝熱、抵抗等によるエネルギーの損失の防止(熱利用設備並びに受変電設備及び配電設備)	○				
カ	電気の動力、熱等への変換の合理化(電気使用設備)	○				
キ	エネルギー管理システム(EMS)等の採用	○				
②設備導入等による対策		-	-	-	-	-
(1)ボイラー・工業炉・空調・照明等設備への省エネ技術の導入(設備改善を含む)		-	-	-	-	-
ア	燃焼設備	○				
イ	熱利用設備	○				
ウ	排熱回収設備	○				
エ	発電専用設備、コージェネレーション設備					
オ	電気使用設備					
カ	空調設備					
キ	給湯設備、換気設備、昇降設備等					
ク	照明設備					
(2)その他の排出抑制対策						
ア	再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用	○				
イ	余剰蒸気の活用等					
ウ	エネルギー使用合理化に関するサービス提供事業者の活用					
③その他の対策		-	-	-	-	-
ア	環境物品等の選択	○				
イ	廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用	○				
2. 自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置		-	-	-	-	-
ア	推進体制の整備及び日常的な管理	○				
イ	低燃費車の導入					
ウ	エコドライブの推進					
3. 従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置		-	-	-	-	-
①公共交通機関等の利用等への転換		-	-	-	-	-
ア	通勤バスの運行					
イ	自転車利用の推進					
ウ	パークアンドライドの奨励					
エ	通勤手当の見直し等					
オ	旅客輸送事業者等との連携強化					
カ	従業員への研修及び啓発					
②エコドライブ等の推進		-	-	-	-	-
ア	自動車整備の促進					
イ	従業員への支援					
ウ	従業員への研修及び啓発					

温室効果ガス削減対策メニュー		(2025) 年度				
		実施・導入状況				該当なし
		運用可能箇所・設備で全て実施・導入	部分的には実施・導入	実施・導入していない	対策は実施・導入できない	
4. 劇場、映画館その他の集客施設における利用者の来場に係る自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置		-	-	-	-	-
①公共交通機関や自転車利用等の啓発		-	-	-	-	-
ア	公共交通機関や自転車利用の促進					
イ	エコドライブの啓発					
ウ	次世代自動車の啓発					
②施設整備・維持管理		-	-	-	-	-
ア	電気自動車用充電器の整備					
イ	十分な広さの駐輪場の設置・維持管理					
ウ	駐車場周辺への交通案内看板の設置					
エ	交通整理員の配置					
③施設利用者に対するサービスの提供		-	-	-	-	-
ア	公共交通機関利用者へのインセンティブの付与					
イ	送迎バスの運行					
ウ	自転車での来場者へのサービス提供					
エ	次世代自動車利用者へのインセンティブの付与					
④宅配サービスの実施等		-	-	-	-	-
ア	荷物の宅配サービスの実施					
イ	インターネット等を利用した物品販売の促進					

※運用可能箇所・設備で全て実施・導入・・・・・・・・全ての箇所や設備で実施・導入済み
 部分的には実施・導入・・・・・・・・一部の箇所や設備で実施・導入済み
 実施・導入していない・・・・・・・・実施・導入できる状態だが、実施・導入していない
 実施・導入できない・・・・・・・・費用や設備等の理由により実施・導入できていない
 該当なし・・・・・・・・実施・導入できる箇所や設備がない